

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		平成23年 9月28日					
京都府亀岡市西別院町笑路落合4番の3		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 京都製錬所 代表取締役 大林義博 電話 0771-27-2036					
主たる業種	鉛第2次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む)	細分類番号	2 3 2 1				
事業者の区分	第22条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 第22条第1項第2号又は第3号 第22条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月～平成26年3月まで						
基本方針	環境マネジメントシステムを運用・継続的改善に努めます。環境マネジメントシステムに基づいて、電力・燃料の削減に努めます。						
計画を推進するための体制	常務取締役を環境管理責任者とするISO14001部門長会議において、平成22年度を基準年とする新たな実行計画の推進管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(20~22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,881.5 トン	5,822.7 トン	5,764.2 トン	5,706.4 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,733.7 トン	5,822.7 トン	5,764.2 トン	5,696.4 トン	0.5 パーセント	
目標の根拠	環境マネジメントシステム(ISO14001認証取得)に基づいて、年間1%づつ削減しエネルギー消費効率の改善に取り組んでいます。H24年度に工場・事務所における照明設備を高率的な照明器具への変更することで2.0%の削減を目指す。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量(生産数量×1/10000)	5.03	5.50	5.50	5.50	10.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	生産数量を増やすようメーカーから要請があり増産計画を立てております。						
重点的に実施する取組の実行計画	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	0.0 パーセント	79.0 パーセント	95.0 パーセント	100.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	機器・重機の適正な運転管理に努める。					
	(24)年度	工場・事務所の照明設備を高率的なLEDタイプに更新する。					
	(25)年度	機器・重機の適正な運転管理に努める。クレジットを10t購入する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	会社が山間部にあり、自動車・バイクでの通勤のみのため、実施は出来ない(最寄駅からバスの運行がない)が、車両変更時にエコカーや燃費効率の良いタイヤなどにするよう推進している。					
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	10.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	10.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	平成20年よりエコカーの推進を行っている。平成18年より事業所周辺の美化活動を行っている。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。